

120年ぶりの
大きな改正

契約実務への影響と対策

民法改正の ポイントと実務

2020年4月1日から120年ぶりに民法が変わりました。債権法に関連する部分を中心に120年ぶりの大改正が行われ、2020年4月1日より施行されています。「敷金は原則返ってくるのか?」、「購入した商品に欠陥が見つかったら?」、「連帯保証は契約内容によっては無効になるものがある?」等改正された債権法に関連する部分を中心に、取引実務上注意すべき部分にポイントを絞って解説します。是非、ご参加ください。

講座内容

- ・民法改正の概要
- ・保証人制度
- ・法定利率の変更
- ・時効制度
- ・債権者代位権
- ・売買契約に関する重要改正
- ・貸金契約に関する重要改正
- ・賃貸借契約に関する重要改正
- ・請負契約に関する重要改正

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、

FAXにてお申し込みください。

◆お問い合わせ TEL 0736-32-0004

※ご参加の際は「マスクの着用」をお願い致します。
また、体調不良や発熱等がある場合にはご参加をお控えください。

こんどう ひであき

◆講師◆ **近藤 英明** 氏
法務コンサルタント
(行政書士有資格者)
社会保険労務士



《プロフィール》

中央大学法学部卒業後大手外資系コンピュータ会社に入社。その後、外資系総合コンサルティング会社等の法務総務部長等を歴任。IT関連企業での人事労務を含むコンプライアンス体制構築、契約法務等が得意分野。立教大学大学院で、経営管理学修士(MBA)取得。現在は、社会保険労務士、法務コンサルタントとして主に中小企業の人事・労務、法務面でのコンサルティングを行っている。保有資格は、他に行政書士、宅建士等多数。

日時 2020年 **10**月 **8**日(木)
13:30~15:30

場所 **橋本商工会議所 会議室**
(橋本市市脇 1-3-18)

受講料 **無料** (会員・非会員問わず)

定員 **30**名(先着順)
(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

主催 橋本商工会議所

10/8(木)「民法改正のポイントと実務」セミナー申込書

橋本商工会議所 行 → FAX:0736-33-3326

申込日(2020年 月 日)

会社名	T E L	() -
	F A X	() -
住所		
参加者名	参加者名	

お申しいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。